

○公益財団法人東京都医学総合研究所役員等の報酬等及び費用に関する規程

改正 平成27年 6月22日 27医学研庶第 590号 平成30年 3月30日 29医学研庶第2319号
 2020年12月4日 2020医学研庶第1474号 2021年12月 1日 2021医学研庶第1512号
 2022年12月21日 2022医学研庶第1777号 2023年12月27日 2023医学研庶第2156号
 2025年 3月21日 2024医学研庶第2655号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人東京都医学総合研究所定款（以下「定款」という。）第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の額及びその支給の基準、並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員は、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として、受ける財産上の利益をいう。

(常勤役員の報酬の額及び種類)

第3条 常勤役員の報酬の額は、別表1に定める総額の範囲内において理事会で決定する。

2 常勤役員に対しては、別表1に定める総額の範囲内において、月額として支払う報酬を支給する。支給方法及び支給日については、公益財団法人東京都医学総合研究所職員給与規程（平成11年規程第10号。以下「給与規程」という。）の例に拠ることとする。

3 常勤役員に対しては、前項に定める報酬のほか、交通費実費相当額として通勤手当を支給する。

(支給対象外役員)

第4条 給与規程の適用を受ける職員及び東京都の職員である役員に対しては、前条の報酬等は支給しない。

(非常勤役員の報酬等の額及び種類)

第5条 非常勤役員の報酬の額は日額とし、別表2に定める総額の範囲内で、次の各号に掲げる職務遂行の都度支給する。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 会計及び業務の監査
- (4) その他財団の運営に関し必要な業務の遂行及び会議への出席

2 非常勤役員が報酬等を辞退した場合は、報酬を支給しないことができる。また、前条の規程を非常勤役員に対しても適用する。

(評議員の報酬の額及び種類)

第6条 評議員の報酬は、定款第14条第1項に定める年度金額の範囲内で、招集を受けた評議員会への出席1回につき、別表3に基づき支給する。

2 評議員が報酬を辞退した場合は、報酬を支給しないことができる。また、第4条の規定を評議員に対しても適用する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金を直接支給する。ただし、本人からの申出により、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

2 報酬等は、法令等により控除すべき金額がある場合は、支給すべき報酬の額から、その金額を控除した額を支給する。

(報酬等の支給日等)

第8条 常勤役員の報酬及び地域手当の支給日は、給与規程に規定する職員の例に拠る。

2 非常勤役員への報酬の支給日は、第5条に規定する報酬を支給すべき事実が生じた日とする。なお、監事については、当該月の実績を翌月の15日に支給することができる。

(就任又は退任時等の報酬)

第9条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に規定する額を当該月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として、日割により得られた額とする。

2 常勤の理事が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬の額は、第3条に規定する額とする。ただし、その月の報酬が支給されていない場合において、その在職期間中の行為が、職員就業規則に規定する職員の懲戒免職の処分又は失職に相当し、その月までの報酬を支給することが制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認めるときは、退職又は死亡の日までの額とする。

(費用弁償)

第10条 役員及び評議員が、その職務遂行に要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とし、職務遂行の都度、現金により支給する。ただし、本人からの申出により、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項に基づき報酬を受け取る非常勤役員及び評議員には、その職務執行に要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

(公表)

第11条 財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規程に定めのない事項で、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(登記 平成24年4月1日)

附 則 (27医学研庶第590号)

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

附 則 (29医学研庶第2319号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (2020医学研庶第1474号)

この規程は、2020年12月1日から施行する。

附 則 (2021医学研庶第1512号)

この規程は、2021年12月1日から施行する。

附 則 (2022医学研庶第1777号)

この規程は、2022年12月21日から施行する。

附 則 (2023医学研庶第2156号)

この規程は、2023年 4月 1日から適用する。

附 則(2024医学研庶第2655号)

この規程は、2025年 3月21日から施行し、2024年4月1日より適用する。

別表 1 — 1

常勤役員の報酬

役 職	年度総額（1人あたり）
理事長（常勤）	13,220,000円
副理事長（常勤）	11,950,000円
理事（常勤）	10,760,000円
監事（常勤）	9,790,000円

別表 1 — 2

副理事長の報酬（令和5年度役員業績評価結果反映）

役 職	年度総額（1人あたり）
副理事長（常勤）	12,250,000円

別表 2

非常勤役員の報酬

役 職	報酬額（1人当たり）	年度総額（合計）
理事（非常勤）	10,000円	960,000円
監事（非常勤）	24,000円	2,304,000円

別表 3

評議員の報酬

役 職	報酬額（1人当たり）
評議員（議長）	13,000円
評議員	10,000円